公　　告

本組合、通常総会招集について、定款第5条の規程により第26回通常総会開催を次のとおり公告いたします。

令和6年3月27日

新おたる農業協同組合
代表理事組合長 森　一義

記

1、開催日時　　令和6年 4月12日(金曜日)午前9時30分
2、場　　所　　仁木町民センター(余市郡仁木町西町1丁目36番地1)
3、附議事項　　下記議案のとおり

議案第1号　　令和5年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表の承認について

令和5年度の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表を確定させるために承認を願うものです。

又、経営基盤強化積立金の積立、固定資産等拡充強化積立金の積立については、定款65条に定める組合事業の改善のための支出にあてることを目的とする事の承認を願うものです。

議案第2号　　令和6年度事業計画の設定について

令和6年度事業計画の承認を願うものであります。

なお、年度の途中において事業計画のうち軽微な事項につき一部変更を要するに至ったときは、理事会に一任願いたい。

議案第3号　　賦課金の賦課及び徴収方法について

定款第24条に定めのある経費の賦課について、令和6年度の賦課金について承認を願うものであります。

令和6年度における営農指導事業に係わる賦課金の賦課及び徴収方法については次のとおりといたしたい。(消費税の課税判定は課税対象外である。)

戸　数　割	正 組 合 員 1 戸 あ た り	25,000 円
耕作面積割 (10a当たり)	田　・　畑	300 円
	採草放牧地(飼料用作物も含む)	50 円
賦課基準日は令和6年6月末を基準とし、徴収方法は令和6年11月15日を期日とし貯金・クミカン・または現金により徴収する。最終期限は令和5年11月29日とする。		

議案第4号　　役員報酬の支給について

令和6年度の役員の報酬について承認を願うものであります。

令和6年度の役員報酬等については、組合員5名から構成される「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を検討して出された「答申」を踏まえ、次のとおりといたしたい。

(1) 理事9名の報酬については総額は16,100千円の範囲内とし、各理事の報酬額、支給方法については、理事会に一任願いたい。

(2) 監事3名の報酬の総額は1,650千円の範囲内とし、各監事の報酬額、支給方法については監事会に一任願いたい。

議案第5号　　定款の変更について

主な変更理由～　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の成立（令和４年６月）により農協法が改正され、「懲役刑」・「禁錮刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、所要の文言変更を行う。

また、令和５年４月１日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要となった為、所要の文言変更を行う。

報告事項Ⅰ　　令和5年度労働保険事務組合保険料徴収・納付状況について